

Q・4

「群馬県での軽度・中等度難聴
児の補聴器等の購入などに要
する費用の一部助成について
知りたいのですが」



身体障害者手帳の交付対象とならない
軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入、更
新、修理（以下、購入等という。）費の一部
が助成されます。

県と市町村が購入金額の3分の1ずつを
助成するため、**自己負担は3分の1になり
ます**。難聴児補聴器購入等支援事業といい、
詳しくは市町村の福祉課の窓口へ相談して
ください。また、助成を受けるには下記の
とおりいくつか条件があります。

対象者

次のいずれにも該当する児童の保護者の方
です。

1. 群馬県内に住所を有すること
2. 18歳未満であること
3. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上
（上記の聴力レベルに該当しないが、専門
医*が補聴器等の装用が必要と判断す
れば助成対象になる）
4. 身体障害者手帳の交付の対象とならな
いこと

5. 補聴器の装用が必要と専門医*に診断 されていること

専門医*とは、「日本耳鼻咽喉科学会が指
定した精密聴力検査機関」の医師で、県内
では、「群馬大学附属病院耳鼻咽喉科及び
たかさき耳鼻咽喉科」です。

対象経費

補聴器の購入、更新及び修理に要する費
用

対象個数

装用効果の高い側の耳に装用する1個ま
たは両耳に装用する2個のうち、専門医*
が必要とした個数

補助率

補聴器購入費用又は基準額のいずれか低
い額の3分の2（千円未満切り捨て）

- ・助成基準額（1台あたり）は福祉補聴器
の金額と同じです。（機種によって違う）
例；総合支援法による補聴器購入基準価格
軽度中等度用耳かけ型の場合 ¥46,400
イヤモールド基準価格：¥9,500
- ※ 自己負担額はこの合計の3分の1
- ※ 耐用年数は5年

- ・骨導式補聴器も形式を問わず対象とする

- ・補聴援助システムも対象とする
（いずれも専門医*の意見書が必要）

注意事項

必ず購入等に先立ち、市町村へ事前申請
が必要

※ **R8、4月の改正のポイントは、**

- ・聴力レベルに例外を設け、一側性難聴への対応を可能とする
 - ・骨導式補聴器について形式を問わず対象にする
 - ・補聴援助システムを対象にする
- の3つです。

(いずれも専門医*の意見書が必要)

